

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を

世界が結束して撲滅するための要望書

2013年11月20日

外務大臣 岸田文雄 様

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃し・コントロールする「テクノロジー犯罪」と、不特定多数あるいは特定少数による継続した組織的嫌がらせ行為を「嫌がらせ犯罪」と称して、その撲滅に取り組んでまいりました。当初14名で立ち上げた会ではありますが、現在会員数は320名を越え、確認被害者は1242名に達して増える一方であります。その被害者が置かれている状況が居ながらにして拷問状態に等しいことから、2009年3月26日、中曽根弘文元外務大臣に宛て「拷問等禁止条約に抵触するテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪をオバマ大統領はじめ世界の指導者が結束してその撲滅に当たって頂くための要望書」提出して善処をお願いしているところであります。

それから4年が経過して世界の被害者の状況が大きく変わり始めております。特にアメリカでは昨年3月1日にオバマ大統領諮問生命倫理委員会が開催され、その第10セッション、パブリックコメントの場で、20数名の被害者及び支援者が被害状況を説明しております（添付『生命倫理問題に関するオバマ大統領諮問委員会』を参照願います）。同委員会は5月にも開催され再度被害者が発言する機会が与えられております。

そのような中で当NPOはアメリカの被害者支援団体FFCHS(Freedom from Covert Harassment and Surveillance)と情報交換を始め、その代表者の紹介で、本年8月9日、共同で拷問等に関する国連特別報告者ユアン・メンデ

ス氏 (Mr. Juan E. Mendez : The UN Special Rapporteur on Torture and Other Cruel, Inhuman and Degrading Treatment or Punishment) に面会して被害の状況を報告してまいりました。ここに提出書類を添付致します。本犯罪は被害状況が内外で共通するものがあることから、マニュアルに基づいて世界的規模で行なわれている組織犯罪と考えられます。そのため世界の被害者の結束を図っている次第であります。

このように同様の被害を訴える被害者が世界に存在するということは、世界が同じ犯罪環境下にあるということでもあります。そのため先般安倍総理に「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」を提出して世界の指導者がこの問題に結束して取り組むよう要望致しました (2013年10月23日提出)。そこに記した全要望事項が外国との協力体性を謳っておりますことから岸田外務大臣のお手元にも届いているものと思われま。重複となりますが岸田外務大臣には改めて本要望書を提出する次第です。尚、安倍総理は積極的平和主義を標榜されておりますので、それが真に国家・国民の安寧、世界人民の安寧を求めるものなら、本要望事項が速やかに実行されてしかるべきであります。本要望書が安倍総理の唱道する積極的平和主義の具体策を示したものとして世界に発信されることを切に要望致します。

要望事項 1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうトラッキング・テクノロジーが使われています。これはテクノロジーが特定個人をストーカーする時代になっているということでもあります。添付致しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』で元諜報部員カール・クラーク氏は「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても追跡できます。ターゲットの近くに3台のレーダー装置が配置されることもありました。このレーダーからマイクロ波が発信され、その一部がターゲットを捕捉し、結果が評価されます。特殊部門に所属していた私の同僚は、コンピューターでターゲットを終日追跡することができました」と証言しております。人工衛星まで使って行なわれるトラッキングは国民監視及び管理に悪用される恐れがあります。人工衛星を利用するということは国境を越えてのトラッキングが可能だということですので、「人工衛星等を用いたトラッキング・テクノロジー悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准するよう各国首脳に働きかけて頂きますよう要望致します。

要望事項 2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、人間の生理機能から、運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動にまで影響を及ぼすテクノロジーが使われています。しかもそれは影響のレベルを越えてコン

トロールできるレベルにあることは被害者証言から断言できます。当NPOの調査の結果、その元は、人間の脳を電子回路と見立てて無線でコンピューターとつないでコントロールする「サイバー技術」にあることが分かってまいりました。「サイバー」という言葉は1947年にそのような技術を総称する言葉として造語されたことが理解されますと、人間に対する攻撃にこそサイバー攻撃という言葉が使われるべきであることも理解されるようになります（添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』を参照願います）。この意味での「サイバー技術」が高度に完成して悪用されているのです。この事実は、本人以外の意思で自らの各機能が動かされてしまうということで、言語を絶する人権侵害であります。人間の思考にまで影響を及ぼすということは究極のプライバシーの侵害であり人権侵害であります。ここまでできる「サイバー技術」はそれほど普及していないものと思われ、国を挙げて究明すればその所在を特定できるものと考えますことから、安倍総理にはこの面からのテクノロジー犯罪主体の摘発を要望した次第であります。そしてこの問題も国境を越えての悪用が考えられますので、「サイバー技術悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准するよう各国首脳に働きかけて頂きますよう要望致します。

要望事項3. テクノロジー犯罪の代表例として音声送信被害があります。周囲にだれもいないのに、また音源がないにもかかわらず、頭の中で音声が聞こえるというものであります。端末を持たなくても声の主と会話ができるのですから通信の最先端技術の悪用と考えられます。「情報化社会」という言葉を作った故増田米二は、同名の著書（1980年刊）で、「現代の通信技術の危険性、また国境を越えて人間の脳をコンピュータにつなぐことが可能になるコンピューターの先端的な利用の危険性について、人々がこのような神経学的な通信システムを学習せずに、その用途への影響力を掌握すれば、新しい種類の専制君主が出現する恐れがある『SAVAGES, SCIENCE and Brain-Computer Technology (p1)』と30年以上前に警告しております。学者はいい加減な論拠から発言しないもので、しかも30年前から音声送信被害者が存在することからも、神経学的通信システムの基礎はその時点に出来あがっていたものと考えます。この悪用で以下の三つの社会現象を演出できます。第一は凶悪犯罪の惹起であります。2008年3月19日横須賀市でアメリカ兵によるタクシー運転手殺害事件が発生致しました。逮捕された男は18歳の頃から声が聞こえるようになり、声に促されて犯行に及んだと裁判で証言しております。最近では本年9月16日ワシントンDCの海軍施設で発生した発砲事件があり、容疑者を含めて13名が亡くなりました。この容疑者も犯行前に音声送信被害を訴えていたことが報道されております。このような凶悪犯罪を演出できるのです。第二は自殺の

強要であります。繰り返される音声送信で、自殺された方、未遂に終わった方、飛び降り自殺をはかった方がいらっしやいます。第三は、声を幻聴と捉えて、統合失調症と診断して、精神科の扱いとすることです。このように音声送信被害では、犯罪、自殺、精神病院への収容がつき物となっているのです。この点からも、信じ難い凶悪犯罪対策、自殺者対策、精神疾患対策を本気で考えるなら、音声送信テクノロジーの徹底究明が同時に為されるべきであります。そしてこれに付いても国境を越えての悪用が考えられますので、「音声送信テクノロジー（神経学的通信システム）悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准するよう各国首脳に働きかけて頂きますよう要望致します。

要望事項 4. テクノロジー犯罪被害に振動被害があります。周囲の振動や体の振動であります。周囲の振動を巨大にすると地震になります。軍事評論家故江畑謙介の著書に、「もし強力な低周波を地面の自然波と同調させて発生させられるなら、局地的な地震を発生させることすら可能である（『殺さない兵器』 p 106）」と記されておりますことから、それが改良されて個人に悪用できる段階にあることが想像されます。地震大国日本でありますからいつ地震が起こってもおかしくないのですが、人為による地震は別であります。被害者へのピンポイント振動攻撃は人為によるピンポイント地震の可能性を想像させるもので、ロシア下院で審議された「地球のどの地域においても洪水や竜巻、嵐、また地震でさえもプログラムできる」という地球物理学兵器の使用をも想起させるものであります（添付しましたプラウダ記事『新しい地球物理学兵器の利用が地球規模の大惨事に』を参照願います）。また元英国海軍所属でマイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏は「もしスーパーランスミッターをもっているなら、それからマイクロ波を三角法の原理で照射するだけでいいのです。もし世界に小麦を供給している国の経済的崩壊をもたらしたいのなら、——電離層にビームすればいいのです。定められた角度でビームされたマイクロ波は反射してその国に命中します。そして継続してその大地にビームし続ければ全家畜や羊を傷つけることができます。——それは本当に簡単で、ボタンを押すだけで一国家を経済的崩壊に導くことができます（添付『マイクロウェーブの危険性』を参照願います）」と述べております。このような武器による国境を越えた攻撃は人的・物的被害が甚大で、テロ行為そのものであります。そのためロシア下院が目指したように、世界各国がその危険性を認識して、その使用を禁止する「地球物理学兵器使用禁止条約」を制定して、全ての国が批准するよう各国首脳に働きかけて頂きますよう要望致します。

要望事項 5. アンケート調査の結果及び被害者証言から嫌がらせ犯罪に 11 の

特徴があることが分かってまいりました。それは、①集団性、②ストーカー性、③継続・反復性、④タイミング性、⑤監視性、⑥システム性、⑦組織性、⑧ネットワーク性、⑨マニュアル性、⑩歴史性、⑪非常識性であります。そして最後の非常識性ですべての特徴が貫かれていることも分かってまいりました。そしてこの非常識性が重要で、嫌がらせの内容が常識から離れていればいるほど一般人はもちろん、警察、弁護士、行政官、政治家、だれもその訴えを聞かなくなります。逆に常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れますので犯罪主体に危害が及ぶことが考えられます。犯罪主体はこの点をよく理解していて、常識の範疇の嫌がらせは絶対にしない、という強固な意思で行なっていることが分かってまいりました。しかも集団性をもって行なっているのですから意思統一の場が必要であります。被害者が全国にいるということは全国的に意思統一の場がなければなりません。しかも世界に被害者がいるということは世界的にそれがなければならぬということでもあります。これは世界的規模の組織犯罪であることを示すもので、「組織的嫌がらせ犯罪防止条約」を制定して、全ての国が批准するよう各国首脳に働きかけて頂きますよう要望致します。

要望事項 6. 前記 1 1 の特徴をもつ「嫌がらせ犯罪」を積みかけられることによって、被害者はパニックに陥り、誰に話しても理解されないことによる孤立、また親しい人に同様の危害が及ぶことを心配して自ら交友を断つことによるさらなる孤立に陥るのが通常であります。これにテクノロジー犯罪も仕掛けてダメージを倍加させる手法が採られているのです。その先にあるのは自殺か、パニックに陥っての精神病院へ収容か、止むにやまれず緊急避難的対処をしてしまうかであります。そしてこれが犯罪主体の描く構図であることをも看破してまいりました。この構図を理解して現代の世相をみますと、毎年 3 万人を超える自殺者の増加（平成 23 年度は 3 万人を下回りました）、167 万人ともいわれる精神疾患患者の増加（平成 23 年度厚生労働省調べうつ・統合失調症のみ）、信じ難い凶悪犯罪の増加があり、犯罪主体が描く構図と合致していることが分かります。そのためこの世相は両犯罪主体が演出していると考えられます。これは非民主主義の極みで、本来世相を描くのは国民でなければなりませんので、民主主義を守る観点からも、世相を描くほど力を持っているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体を特定して、その動きを阻止しなければなりません。そしてこれに付いても各国同じ状況にあることですから「テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体特定協約」を締結して、全ての国が結束してそれに取り組む体制作りをして頂きますよう要望致します。

要望事項 7. テクノロジー犯罪によって、生理的統合が失われるだけでなく、運動機能・感情、三欲、そして精神的な統合と、あらゆる面で統合を失わせるのがこのテクノロジー犯罪であります。統合失調症とはよくつけた名前で当を得ていると被害者の立場から感心している次第です。これは完全なる個人破壊につながります。これに非常識に徹する「嫌がらせ犯罪」が伴うのですから破壊力は倍加されます。この個人破壊は、それに対する理解者が今のところ得られないことから、家庭においては家族破壊につながります。さらには犯罪主体として近隣住民を疑っている被害者が多いことから近隣トラブルの発生が考えられ、それは事件に発展する恐れがあります。これは社会破壊につながるものであります。テクノロジー犯罪を全国民に実行すれば国家破壊となります。このようにテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の根底には破壊工作がプログラムされていると考えます。よって両犯罪を破壊活動と断定して破壊活動防止法の適用を安倍総理に要望した次第であります。そしてこれはテロ行為と捉えることもできます。このような各個人の内部にまで入り込んで個人・社会・国家を破壊しようとする究極のテロ行為も世界的傾向と考えられます。テロ対策は各国共通の課題となっておりますので、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪をテロ対策の最重要課題として、世界がその撲滅に一つになって取り組む体制づくりをして頂きますよう要望致します。

要望事項 8. 当NPOはこれまでに三度警察庁長官に陳情書・要望書を提出してまいりました。2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」と2010年9月16日付安藤隆春元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」、2011年5月19日付安藤隆晴元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書(その3)」であります。世界に同様の被害者が存在することから、各国同じ問題を抱えていると考えられますので、世界の警察機構が同様の対策を採るよう積極的に働きかけて頂きますよう要望致します。

要望事項 9. 以上8つの要望事項は安倍総理宛て要望書に沿った内容であります。最後に前出バリー・トゥロー氏の「マイクロ波はそれほど完全な武器と知られ、軍にとって大変危険であることが知られた1950年代、1960年代、1970年代に遡り、アメリカ国防情報局は西側政府に秘密にするよう促したのです。そして西側諸国はそれに従いました。そしてこれが今でも使われている理由なのです(『マイクロウェーブ技術の危険性 p 7』)」との証言を指摘せざるを得ません。守秘義務で守られることによって一般市民が多大な被害を

被るということは絶対にあってはならないことであります。そのためその事実を世界が共同してアメリカ政府に質して頂きますよう要望致します。そしてそれが翻りませんと、現在国会で審議されている特定秘密保護法案の成立によって、ここで述べた「サイバー技術」や「音声送信テクノロジー（神経学的通信システム）」、「地球物理学兵器」、「スーパートランスミッターのようなマイクロ波兵器」がその対象にされることとなります。それによって日本国民だけでなく世界人民が甚大な被害を被ることになるのです。そうならないために岸田外務大臣には世界で大きく発言して頂きますよう方々要望致します。

添付書類

1. 中曽根弘文元外務大臣宛て「拷問等禁止条約に抵触するテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪をオバマ大統領はじめ世界の指導者が結束してその撲滅に当たって頂くための要望書」 1部
2. 安倍総理宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」 1部
3. 『生命倫理問題に関するオバマ大統領諮問委員会』 1部
4. ユアン・メンデス氏宛て書簡 1枚
5. 『Covert Harassment and Overt Harassment in Japan』 1部
6. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 1部
7. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1部
8. ブラウダ記事『新しい地球物理学兵器の利用が地球規模の大惨事に』 1部
9. 『マイクロウェーブ技術の危険性』 1部
10. 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」 1部
11. 2010年9月16日付安藤隆春元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」 1部
12. 2011年5月19日付安藤隆晴元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その3）」 1部
13. チラシ 5枚
以上